

議 長 日程第9「議案第21号令和2年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号令和2年度松田町介護保険事業特別会計予算。令和2年度松田町介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,713万3,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和2年度介護保険事業特別会計について、歳入歳出事項別明細により説明をさせていただきます。

400ページ、401ページをお開きください。歳入から説明をいたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料。予算額は2億2,693万5,000円、前年度比較マイナス124万5,000円の減です。65歳以上の第1号被保険者数は3,745人を見込み、所得に応じた第1段階から第12段階の保険料率によりお納めいただくこととなります。

説明欄をごらんください。節1、現年度分特別徴収保険料は2億1,140万7,000円、前年度比較マイナス116万2,000円の減。年金収入が年額18万以上の方が対象となります。節の2、現年度分普通徴収保険料は1,493万8,000円、前年度比較マイナス8万3,000円の減。節3、滞納繰越分普通徴収保険料は59万円を計上しております。

款の2、使用料及び手数料は総務手数料と督促手数料を計上しております。

款の3、国庫支出金でございます。予算額は2億5,228万8,000円、前年度比較2,348万7,000円の増です。項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきまし

ては、歳出の保険給付費のうち居宅給付費の20%分を、施設給付費の15%を国が負担することと定められており、それぞれに基づいて計上しております。項2 国庫補助金でございます。目の1 調整交付金につきましては、国庫分25%のうち5%分プラス調整率を加えたものを計上しております。目の2 介護予防等地域支援事業交付金につきましては、歳出における地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業に従事する保健師の人件費など、介護予防等地域支援事業経費の25%を計上しております。目の3 包括的支援等地域支援事業交付金につきましては、歳出、目の4 包括的支援事業・任意事業費と、地域包括支援センターの業務を担う職員の人件費など、包括的支援等地域支援事業経費分の38.5%を計上しております。目の4 保険者機能推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化予防や介護予防等の取り組みに応じて交付金として交付されるもので、141万4,000円を計上いたしました。

款の4 支払基金交付金は、第2号被保険者保険料を支払基金交付金として収入するものでございます。目の1 介護給付費交付金は、歳出の保険給付費総額の27%を計上しております。目の2 地域支援事業交付金は、歳出の介護予防等地域支援事業経費分の27%を計上しております。

1枚おめくりください。402、403ページでございます。款の5 県支出金でございます。予算額は1億5,436万1,000円、前年度比較449万円の増です。項の1 県負担金、目の1 介護給付費負担金は、国庫の介護給付費負担金で説明した居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%を計上しております。項の2 県補助金、目の1 介護予防等地域支援事業交付金でございます。介護予防等地域支援事業経費分の同じく12.5%を計上しております。その下、包括的支援等地域支援事業交付金でございます。こちらも包括的支援等地域支援事業経費分の19.25%を計上しております。

次に款の6 繰入金でございます。予算額は1億8,304万4,000円、前年度比較656万円の増でございます。項の1 一般会計繰入金、目の1 介護給付費繰入金。こちらは保険給付費総額の12.5%を計上しております。目の2 その他一般会計繰入金は、職員2名分の給与費及び一般管理費徴収費等の事業経費を計上しております。目の3 地域支援事業費繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業地

域支援事業繰入金として、介護予防等地域支援事業経費分の12.5%を介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金では、包括的支援等地域支援事業経費分の19.25%を計上しております。目の4低所得者保険料軽減繰入金は、予算額1,014万5,000円、前年度比較404万4,000円の増でございます。昨年10月の消費税増税に伴う低所得者対策として、第1段階から第3段階の保険料率を軽減するために実施していたものの拡充により額がふえてございます。一般会計で歳入した国・県の交付金に町負担分を加えたものを繰り入れるものでございます。その下、地域包括支援センター事業費繰入金でございますが、この後歳出でも説明いたしますが、1階層上のくくりである地域支援事業全体のメニューの見直しにより、国庫、県費の歳入をふやしつつ、地域包括支援センターへの一般会計の繰入金を減といたしました。あくまで予算上の整理であり、今後も引き続きサービスを低下することなく、地域包括支援センターを運営してまいります。

款の7諸収入につきましては、前年度と同様な項目立てをしております。

404、405ページをお願いいたします。款の8繰入金につきましては予算額5,000万円を見込んでおります。

続きまして歳出について…繰越金、失礼しました、繰越金でございます。予算額5,000万円を見込んでおります。失礼しました。

続きまして歳出について説明いたします。406、407ページをお開きください。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、予算額1,940万5,000円。前年度比較250万6,000円の増でございます。主なものといたしましては、説明欄で御説明をいたします。大事業1、職員給与費、介護保険賦課徴収や介護給付に携わる職員2名分の給与費のほかを計上しております。その下、大事業の2、一般管理経費では、国保連合会のシステム利用に関する経費などを計上しております。

次のページをお開きください。408、409ページでございます。項の3介護認定審査会費、目の1認定調査等費は、予算額897万1,000円、前年度比較254万円の増でございます。主なものは主治医意見書にかかわる手数料と、要介護認定訪問調査の会計年度任用職員として3名雇用しまして、その3名体制で行ってま

いる予定でございます。目の2 認定審査会負担金624万5,000円につきましては、足柄上衛生組合に事務局を置きまして、1市5町で構成する足柄上地区介護認定審査会負担金として支出し認定を行うものでございます。項の4 委員会費は予算額357万1,000円、前年度比較150万5,000円の増でございます、次ページにまたがります。410、411ページをお願いいたします。第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けまして、介護保険事業計画等策定委託料経費を計上しております。

続きまして款の2 保険給付費でございます。予算額10億943万5000円、前年度比較2,441万9,000円の増でございます。項の1 介護サービス等諸費は、負担金補助及び交付金として居宅介護サービス給付費以下、第7期介護保険事業計画における額を計上しております。項の2 高額介護サービス費は、利用者の介護保険給付費の月々の負担額が上限額を超えた場合に給付されるもので、予算額2,622万2,000円、前年度比較300万円の増でございます。

次ページをお開きください。412、413ページでございます。項の4 特定入所者介護サービス費、予算額3,212万4,000円でございますが、主に所得が低い方が施設サービスを利用した場合に、自己負担限度額を超えた分について給付される経費でございます。項の5 高額医療合算介護サービス等費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に、自己負担限度額を超えた分を支給し負担を軽減するもので、予算額525万円、前年度比較74万円の増でございます。

款の3 基金積立金は、令和元年度の給付費の伸びが現在のところ予想より緩やかで、繰越金が見込まれることもあり、介護保険財政調整基金として3,000万円を計上いたしました。

款の4 諸支出金、項の1 償還金及び還付加算金の予算額は、25万2,000円、前年度比較1万円の減でございます。第1号被保険者保険料還付金は実績に基づいて計上しております。

次のページをお開きください。414、415ページでございます。款の5 地域支援事業費でございます。予算額5,656万5,000円、前年度対比933万9,000円の増でございます。説明欄をごらんください。大事業1、職員給与費として担当する保健師、社会福祉士の人件費を計上しております。その下、大事業の2、一般管理

経費は地域包括支援センターで行う包括的支援事業や介護予防支援にかかわる事務経費を計上しており、地域包括支援センターのシステム賃借料、保守点検委託料、住民基本台帳と連動させるためのシステム改修委託などが主なものでございます。

次のページをお開きください。416、417ページでございます。目の2介護予防・生活支援サービス事業費でございます。説明欄をごらんください。大事業1サービス事業費のうち、(1)訪問型サービスは町直営の訪問型介護予防事業として管理栄養士、作業療法士の訪問や、生活機能低下が疑われる高齢者に対して、栄養改善、口腔機能向上事業を、また訪問事業を御利用いただくための委託料を計上しております。(2)通所型サービスは、生活機能低下が疑われる高齢者に対して、運動器の機能向上事業を実施するほか、通所型サービスも通所介護相当のサービスとして実施する委託料を計上しております。(3)生活支援サービスですが、食のアセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を進めるための経費を計上しております。

続きまして大事業の2介護予防ケアマネジメント事業費でございます。(1)介護予防ケアマネジメント事業ですが、介護予防・生活支援サービス利用者のケアマネジメントを行うための経費や、会計年度任用職員保健師の雇用にかかわる経費を計上しております。

1ページおめくりいただき418、419ページをお願いいたします。目の3一般介護予防事業費では、一般の高齢者を対象に、火曜体操会、呼吸法運動教室、筋力向上教室など、介護予防事業を継続して実施するための経費を計上しております。

目の4包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営経費のほか、権利擁護、介護相談員の派遣、家族介護慰労金の経費のほか、足柄上管内1市5町共同で開設いたしました在宅医療・介護連携支援センターの運営にかかわる経費。生活支援体制整備事業として、社会福祉協議会と共同で事業に取り組むほか、次のページにまたがりませんが、422、423ページ、認知症総合事業で、認知症対策として予防と共生を念頭に事業を行ってまいります。

項2、422、423ページをお願いいたします。項の2その他諸費につきましては、

介護予防ケアマネジメント費及び第1号訪問サービス、第1号通所サービス請求支払いにかかわる国民健康保険団体連合会に支払う審査手数料を計上しております。

款の6予備費につきましては、1,222万8,000円を計上しております。

最下段、地域包括支援センター事業費でございますが、こちら、歳入のほうでも御説明しましたが、従前介護支援専門員の賃金を計上しておりましたが、会計年度任用職員制度導入に合わせて、その1階層上のくくりである地域支援事業全体のメニューの見直しによりまして、その中に組み込みをいたしました。国庫、県費の歳入をふやして一般会計の繰入金を減としております。サービスを低下させることなく、今後も地域包括支援センターを運営してまいります。

以上、歳入歳出総額11億4,713万3,000円となります。

なお、426ページから429ページにわたり職員給与明細書を、430ページに債務負担行為にかかわる調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号令和2年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。休憩中に昼食をとってください。午後1時から再開いたします。(11時46分)